

## 第9期 営業時間短縮協力金の申請受付について

対象期間 令和3年10月1日～10月24日までの全期間

### ○申請受付期間

令和3年11月1日（月）から

12月13日（月）まで

令和3年10月29日

大阪府料理業生活衛生同業組合

令和3年10月1日から10月24日までの24日間、営業時間短縮等の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、「第9期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」を支給します。

支給要件や申請方法等の詳細につきましては、関連ホームページ「第9期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」をご確認ください。

※この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。

※要請期間は10月31日までから10月24日までに短縮されています。

※今回の協力金においては、早期給付を実施いたしません。

## 大阪府 第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金

### 大阪府のホームページ



協力金の不正受給は**犯罪**です！ 詳しくは[こちら](#)をクリック  
大阪府では、府民からの多数の情報提供により、各行政機関と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。  
**虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性があります**ので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

## ■ 本協力金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日・土曜）

〔電話番号〕 06-7178-1342

※11月3日（水・祝）は開設します